

平成 29 年 2 月 21 日

企業会計基準委員会 御中

実務対応報告公開草案第 48 号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」に対するコメント

公認会計士 早船勝利

公認会計士 手計徹也

貴委員会から平成 28 年 12 月 22 日付で公表されました実務対応報告公開草案第 48 号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)に対して、以下の点に不明瞭であるため、その取扱いについて基準上も明確な記述をお願いいたしたくコメントさせていただくところです。よろしくご検討いただければと存じます。

【コメント 1】**■ 延長オプションを行使した場合の更新投資の減価償却方法及び耐用年数について**

運営権そのものの方法は草案第 9 項にて明記されているものの、更新投資部分に関する延長オプションを行使した際の減価償却及び耐用年数については草案にて特段明記されておりません。更新投資の減価償却及び耐用年数についても、草案第 9 項に記載されている下記文言と同様の処理を実施する（＝オプション行使の意図が明らかになったタイミングで見積の変更として取り扱う）という理解でよろしいでしょうか。

なお、当該更新投資は 12 項 (1) 及び (2) のいずれの場合も想定した質問となります。

(ご参考；第 9 項抜粋)

「実施契約において、一定の条件の下で運営権設定期間を延長することができる条項（以下「延長オプション」という。）が定められている場合、運営権者が当該条項を行使する意図が明らかな場合を除き、延長可能な期間は公共施設等運営権の耐用年数に含まれない」

【コメント 2】**■ 運営権及び更新投資のオプション行使時の減価償却方法の変更について**

運営権対価の見積額に変更がなく、耐用年数の変更（オプション行使後の期間に延長）のみであっても草案 37 項と同様に、実務上煩雑である点も考慮して、見積の変更として過年度に遡及して修正せずに、減価償却を通じて残存耐用年数にわたって費用配分を実施して宜しいでしょうか。

なお、これは前述した更新投資についてもオプション行使により耐用年数を変更した場合も同様（過年度に遡及して修正せずに、残存耐用年数にわたって費用配分する）という理解でよろしいでしょうか。

（ご参考：第 37 条項抜粋）

「運営権対価の見積りの変更による差額の会計処理については、一般的に、会計上の見積りの変更は、将来にわたり会計処理を行う方法が採用されており、過年度に遡及して修正する場合は実務上煩雑である点も考慮して、当該見積りの変更による差額を資産及び負債の額に加減し、減価償却を通じて残存耐用年数にわたって費用配分を行うこととした」

以上